

# 尼崎市スポーツ推進計画

(2020-2029)

令和2年(2020年)3月  
尼崎市教育委員会

## はじめに

尼崎市では、平成 22 年 8 月に 10 カ年計画として「尼崎市生涯スポーツ振興計画」を、またその中間点である平成 27 年 3 月に「尼崎市スポーツ推進計画（後期計画）」を策定し、子どもから高齢者まで、市民の誰もがスポーツに関心を持ち、“気軽に・いつでも・どこでも、安全に” スポーツに取り組み、健康な生活を営むことができるまちづくりを目指して取り組んでまいりました。

この間、国においては、平成 27 年 10 月にスポーツ施策の総合的な推進を図ることなどを目的としたスポーツ庁の設置、さらに平成 29 年 3 月には、「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」を実現することを目的とした「第 2 期スポーツ基本計画」が策定されました。また、兵庫県においても、新たなスポーツ環境の変化に対応するため、平成 31 年 2 月に「兵庫県スポーツ推進計画（基本計画）」を改定するなど、社会におけるスポーツの役割はますます重要なものとなっています。

そのような中、本市におけるスポーツ推進に関する課題の解決を図るため、「子どものスポーツ機会の充実による体力・運動能力の向上」「ライフステージや体力等に応じたスポーツ活動、健康づくりの推進」「スポーツ環境の基盤づくりによる市民スポーツ活動の推進」「各種スポーツ大会・イベントを契機としたスポーツの推進」を基本方針とした、新たな「尼崎市スポーツ推進計画」を策定いたしました。

本計画を開始する 2020 年には東京オリンピック・パラリンピックが、その翌年の 2021 年にはワールドマスターズゲームズ関西と世界的なスポーツ大会が続けて開催されることから、これまで以上にスポーツに取り組む機運を盛り上げる絶好の機会が訪れます。これらのスポーツへの関心の高まりとともに、本計画を着実に推進することにより、市民の皆様のスポーツを通じた健康で豊かな生活の実現を図ってまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました尼崎市スポーツ推進審議会委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメント等により、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様から御礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

教育長 松 本 眞

# 目次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の目的 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画の期間 .....	1
4 スポーツの定義 .....	1
<b>第2章 尼崎市のスポーツを取り巻く現状</b> .....	<b>2</b>
1 尼崎市の人口 .....	2
2 尼崎市のスポーツ実施状況 .....	3
3 国や兵庫県の計画策定状況 .....	4
<b>第3章 計画の基本理念と体系</b> .....	<b>5</b>
1 基本理念 .....	5
2 基本方針及び数値目標 .....	5
3 施策体系 .....	6
<b>第4章 スポーツ推進のための今後の取組</b> .....	<b>7</b>
基本方針1 子どものスポーツ機会の充実による体力・運動能力の向上.....	7
基本方針2 ライフステージや体力等に応じたスポーツ活動、健康づくりの推進.....	11
基本方針3 スポーツ環境の基盤づくりによる市民スポーツ活動の推進.....	15
基本方針4 各種スポーツ大会・イベントを契機としたスポーツの推進.....	19
<b>第5章 計画の推進体制と進行管理</b> .....	<b>23</b>
1 計画の推進体制 .....	23
2 計画の進行管理体制 .....	23
3 計画の進行管理 .....	23
<b>資料編</b> .....	<b>24</b>

# 第1章 計画の基本的事項

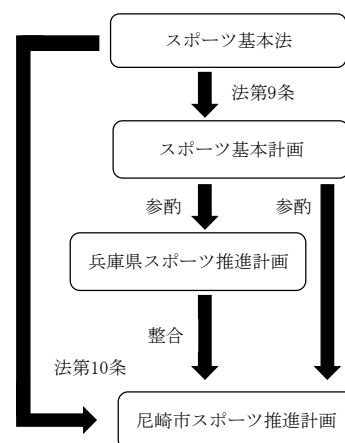
## 1 計画策定の目的

本計画は、これまでのスポーツ推進の取組を鑑み、今後の社会環境や地域社会の変化を見据えながら、市民の誰もが、年齢や性別、障害の有無等を問わず、それぞれの関心、適性等に応じて気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりができるまちづくりを進めるための方向性を指し示す計画となるよう策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく「地方スポーツ推進計画」として、国の「スポーツ基本計画」を参酌し、兵庫県の「兵庫県スポーツ推進計画」の内容と整合するよう策定するものです。

また、尼崎市総合計画の施策「生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち」の分野別計画として位置付けられます。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。なお、当該計画期間中において社会環境や地域社会の変化、計画の進捗状況等により見直しが必要となった場合は、計画の改定を行います。

## 4 スポーツの定義

スポーツ基本法では、その前文に、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」とあります。

本計画でもスポーツを幅広く捉え、競技スポーツのみならず、幼児の運動遊びや学校体育、健康維持のための軽い運動（散歩やジョギング等）、さらには、日常生活における活動（徒歩や自転車による通勤・買い物等）まで含めた、様々な身体活動のことを指します。

## 第2章 尼崎市のスポーツを取り巻く現状

### 1 尼崎市の人口

#### (1) 総人口の推移

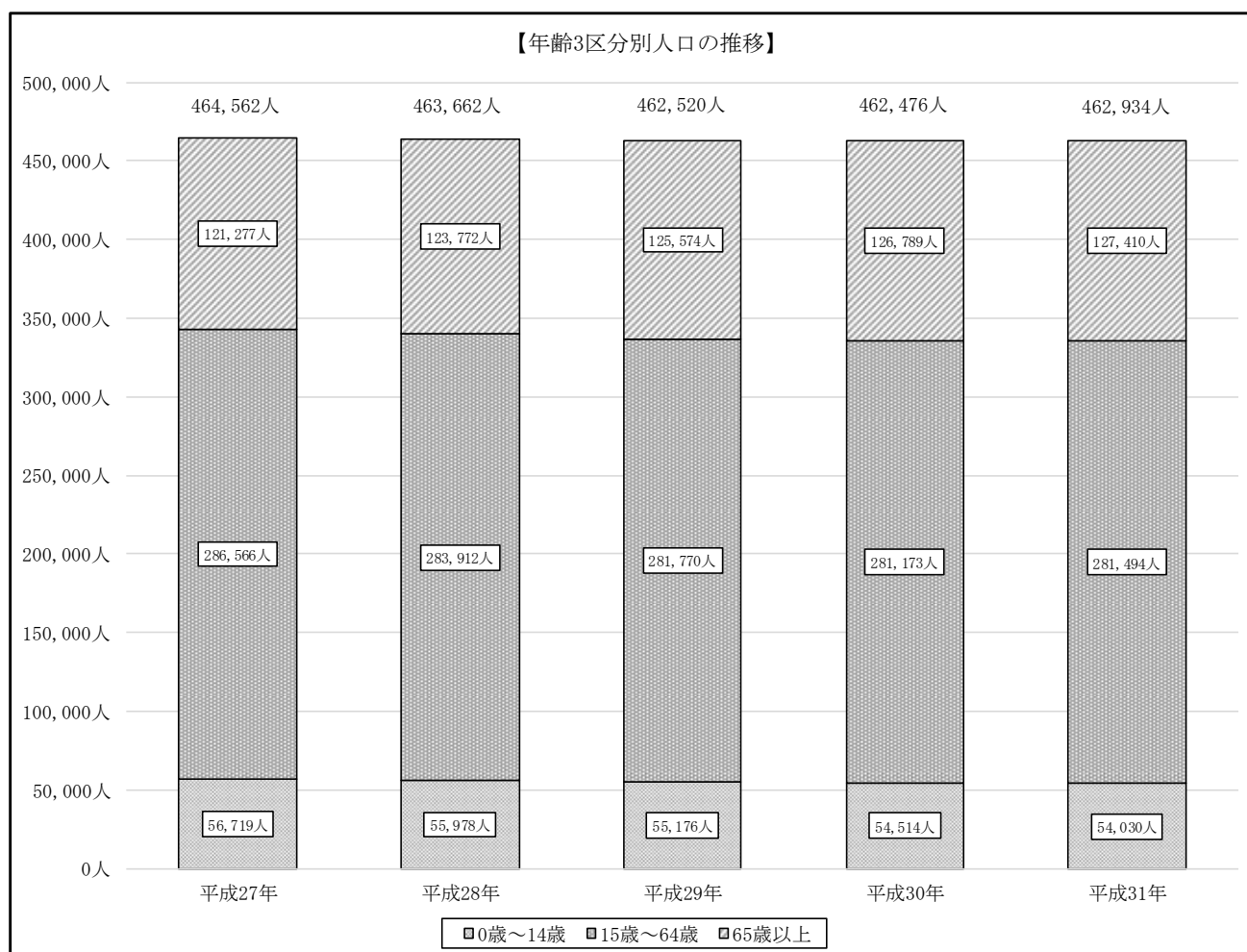
本市の総人口は緩やかに減少していましたが、平成31年は462,934人となり、平成30年と比べて458人の増加となりました。しかしながら、地区別にみた場合、武庫・園田地区のみが増加しています。

#### (2) 年少人口の推移

年少人口は、平成27年の56,719人が、平成31年では54,030人と2,689人減少しています。また、総人口に占める年少人口の割合は、平成27年の12.2%から平成31年は11.7%と0.5ポイント低下していることから、本市の少子化が進んでいることが分かります。

#### (3) 高齢者人口の推移

高齢者人口は、平成27年の121,277人が、平成31年では127,410人と6,133人増加しています。また、総人口に占める高齢者人口の割合は、平成27年の26.1%から平成31年は27.5%と1.4ポイント上昇していることから、本市の高齢化が進んでいることが分かります。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

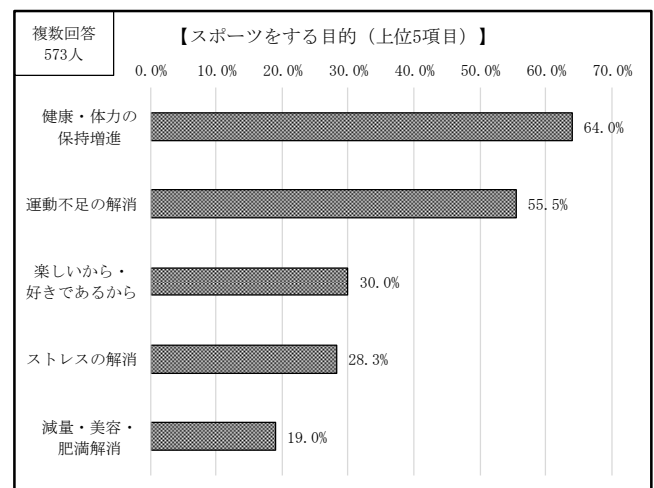
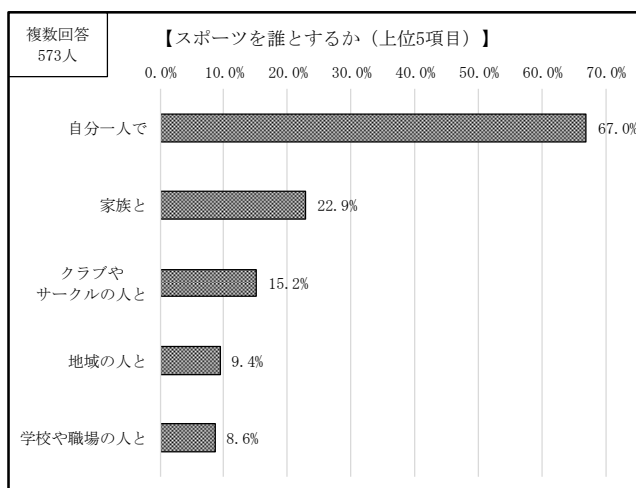
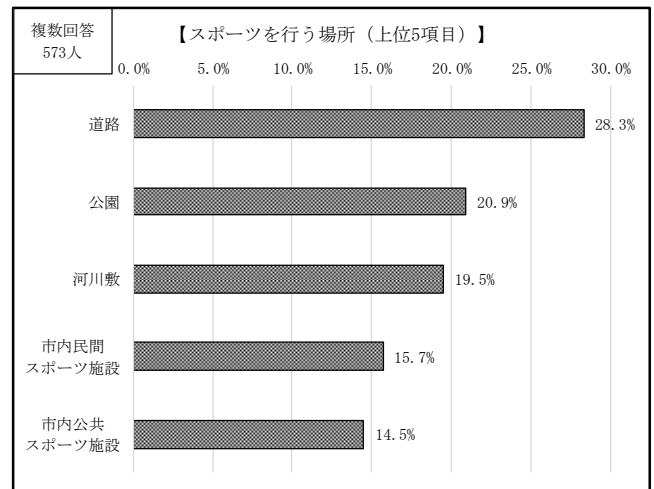
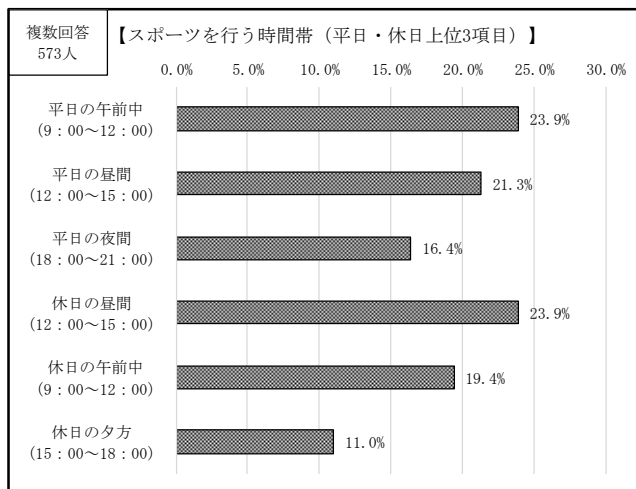
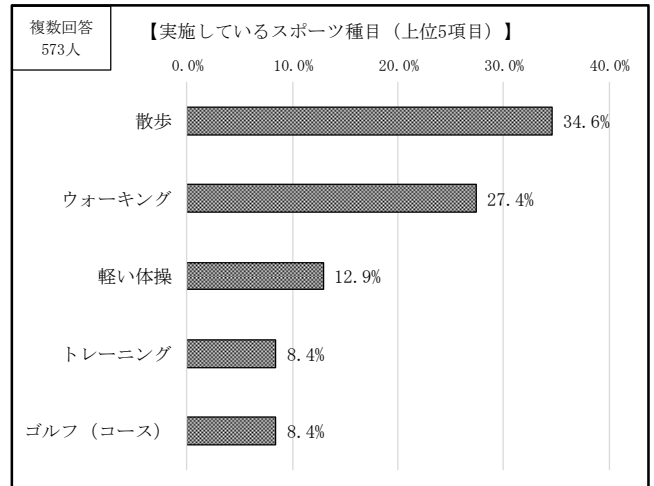
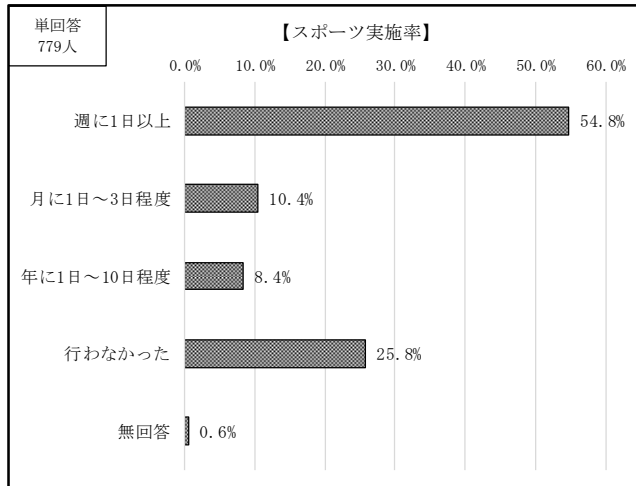
## 2 尼崎市のスポーツ実施状況

### (1) アンケート調査の概要

スポーツ活動に関する市民の現状とニーズを把握するため、満20歳以上の尼崎市民のうち、無作為抽出した3,000人に対してアンケート調査を実施しました。期間は平成31年1月7日から同年1月31日までとして、779人から回答をいただきました。

年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
回答者数	48人	94人	144人	110人	149人	155人	79人

### (2) アンケート調査結果



### 3 国や兵庫県の計画策定状況

#### (1) 国の策定状況

国は、スポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして、平成24年3月に「スポーツ基本計画」を、平成29年3月には「第2期スポーツ基本計画」を策定しています。

【スポーツ基本計画の概要】	
平成24年度からの10年間を見通した基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どものスポーツ機会を充実する</li> <li>2 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する</li> <li>3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備する</li> <li>4 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備を行う</li> <li>5 国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流を推進する</li> <li>6 スポーツ界の透明性、公平・公正性を向上させる</li> <li>7 地域におけるスポーツ選手によるスポーツ界の好循環を創出する</li> </ol>
第2期スポーツ基本計画が目指すもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民には、スポーツに参画し、人生をいきいきとしたものとすることを期待</li> <li>2 スポーツ団体等には、市民のニーズを的確に受け止め、魅力的なスポーツ環境の創出に努めるとともに、様々な分野との連携・協働に取り組むことを期待</li> <li>3 地方公共団体には、地域の特性等に応じたスポーツ施策を主体的に実施するとともに、スポーツを通じた活力ある社会づくりに取り組むことを期待</li> </ol>
平成29年度からの5年間に取り組む施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実</li> <li>2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現</li> <li>3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備</li> <li>4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上</li> </ol>

#### (2) 兵庫県の策定状況

兵庫県では、今後概ね10年間のスポーツ施策の基本的な考え方や具体的な方向性を示した「兵庫県スポーツ推進計画（基本計画）」を平成24年12月に策定しました。また、大規模な国際大会が続くことや本格的な人口減少社会による健康づくりの推進等が求められていることから、平成31年2月に計画を改定しています。

【兵庫県スポーツ推進計画（基本計画）の概要】	
基本理念	<p>全ての県民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、共に支え合う兵庫のスポーツ文化の確立</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>一人ひとりが健康で、いきいきと暮らす社会『スポーツ立県ひょうご』の実現</p>
兵庫県のスポーツ推進の目指す姿	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全ての県民がスポーツに楽しめる環境づくり</li> <li>2 スポーツを通じて楽しさや感動を分かち合う社会の実現</li> <li>3 共に支え合う好循環の創出</li> </ol>
スポーツ推進施策の重点目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツをする子どもの増加と体力の向上</li> <li>2 成人のスポーツ実施者の増加</li> <li>3 競技力レベルの向上</li> <li>4 障害のある人のスポーツ参加者の増加</li> <li>5 手軽に参加できるスポーツ環境の整備</li> </ol>

## 第3章 計画の基本理念と体系

### 1 基本理念

前計画では、『スポーツのまち尼崎』を目指して、市民の誰もがスポーツに親しめる機会と場を提供し、生涯スポーツを推進するとともに、スポーツ大会の開催など競技力の向上に取り組んできました。本計画でも、以下の基本理念のもと、各種スポーツ施策を実施することにより、市民の誰もがスポーツに関心を持ち、気軽にスポーツに親しめるまちとなるよう取り組んでいきます。

### 『スポーツのまち尼崎』の実現

### 2 基本方針及び数値目標

『スポーツのまち尼崎』の実現のため、次の基本方針と数値目標を定めます。

基本方針 1	子どものスポーツ機会の充実による体力・運動能力の向上
数値目標	子どもの体力・運動能力が、兵庫県の平均値以上となることを目指します。 【H30 : 17.5% ⇒ R11:100.0%】
基本方針 2	ライフステージや体力等に応じたスポーツ活動、健康づくりの推進
数値目標	健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合の向上を目指します。 【H30 : 54.8% ⇒ R11:65.0%】
基本方針 3	スポーツ環境の基盤づくりによる市民スポーツ活動の推進
数値目標	地域スポーツ施設の年間利用者数が 1,200,000 人となることを目指します。 【H30 : 1,109,192 人 ⇒ R11:1,200,000 人】
基本方針 4	各種スポーツ大会・イベントを契機としたスポーツの推進
数値目標	主なスポーツ大会・イベントの年間参加者数が 70,000 人となることを目指します。 【H30 : 53,477 人 ⇒ R11:70,000 人】



### 3 施策体系

基本方針	施策の方向性
<p>【基本方針1】 子どものスポーツ機会の充実による 体力・運動能力の向上</p>	<p>(1) 幼児期から体を動かす機会の充実</p> <p>(2) 小学生における学校体育・地域でのスポーツ活動の充実</p> <p>(3) 中高生における学校体育・運動部活動の充実</p>
<p>【基本方針2】 ライフステージや体力等に応じたス ポーツ活動、健康づくりの推進</p>	<p>(1) 子育て・働く世代のスポーツ推進</p> <p>(2) 高齢者スポーツの推進</p> <p>(3) 障害者スポーツの推進</p>
<p>【基本方針3】 スポーツ環境の基盤づくりによる市 民スポーツ活動の推進</p>	<p>(1) スポーツを行う場所の充実</p> <p>(2) スポーツを支える団体や人材の充実</p> <p>(3) スポーツ情報の充実</p>
<p>【基本方針4】 各種スポーツ大会・イベントを契機 としたスポーツの推進</p>	<p>(1) 市主催のスポーツ大会等によるスポーツの推進</p> <p>(2) 全国大会等を契機としたスポーツの推進</p> <p>(3) 国際大会を契機としたスポーツの更なる推進</p>

## 第4章 スポーツ推進のための今後の取組

### ○基本方針1

#### 子どものスポーツ機会の充実による体力・運動能力の向上

##### 1 目標

学校や地域等におけるスポーツ環境を充実させるなど、子どものスポーツをする機会の確保を行うことにより、体力・運動能力の向上に取り組みます。その結果として、尼崎市の子どもの新体力テストの結果が、兵庫県の平均値以上となる項目数の割合が100.0%となることを目指します。(H30: 17.5% ⇒ R11: 100.0%)

子どもにとってスポーツは、健康な体と豊かな心を育て、人間関係の形成に重要な役割を果たすとともに、生涯にわたって豊かなスポーツライフを築くための基盤づくりとなります。子どもの健全な発育や体力の向上には、学校だけでなく、地域におけるスポーツ活動も重要となることから、ヘルスアップ尼崎戦略事業にも位置付けるなど、その充実を図っているところです。

しかしながら、本市の子どもの体力・運動能力は、新体力テストの結果によると兵庫県と比べて低くなっています。その背景には、都市化による遊び場や少子化による遊び仲間の減少、習い事の多様化やインターネット等の普及により、外遊びやスポーツをする機会が少なくなっていることなどが考えられます。子どもが学校や地域におけるスポーツ活動を通じて、積極的にスポーツを行うことができる環境づくりに取り組み、子どもの体力・運動能力の向上を目指します。

##### 2 目標値に関するデータ（兵庫県と尼崎市における平成30年度新体力テスト結果比較）

区分			握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走系	50m走	立ち幅とび	ボール投げ	○の合計	○の割合
男子	小学生	5年	▼	▼	○	▼	▼	▼	▼	▼	1	12.5%
		6年	▼	▼	○	▼	▼	▼	▼	▼	1	12.5%
	中学生	1年	○	▼	▼	▼	▼	▼	▼	○	2	25.0%
		2年	○	▼	▼	▼	▼	▼	▼	○	2	25.0%
		3年	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	○	1	12.5%
女子	小学生	5年	▼	▼	○	▼	▼	▼	▼	▼	1	12.5%
		6年	▼	▼	○	▼	▼	▼	▼	▼	1	12.5%
	中学生	1年	○	▼	○	▼	○	▼	▼	▼	3	37.5%
		2年	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	0	0.0%
		3年	○	▼	▼	▼	○	▼	▼	▼	2	25.0%
○の合計			4	0	5	0	2	0	0	3	14	17.5%
○の割合			40.0%	0.0%	50.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	30.0%	17.5%	—

※○は尼崎市の平均値が兵庫県の平均値以上の項目 ▼は尼崎市の平均値が兵庫県の平均値を下回る項目

※尼崎市の新体力テストの結果については、小学校13校、中学校7校の平均値による

## 施策の方向性(1) 幼児期から体を動かす機会の充実

### 【1 趣旨】

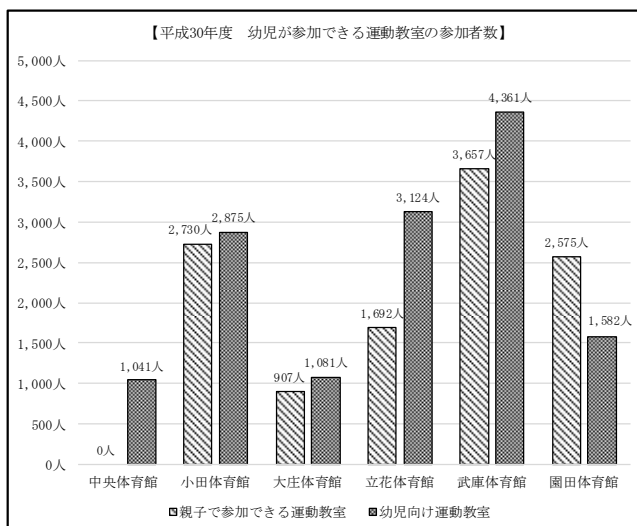
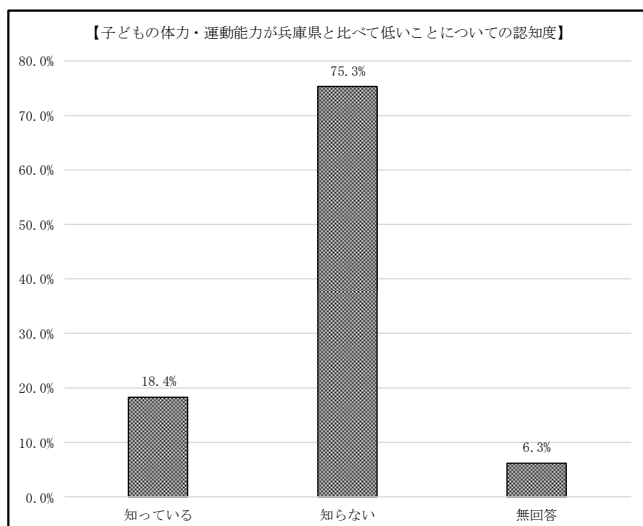
国の幼児期運動指針によると、「幼児にとって体を動かして遊ぶ機会が減少することは、その後の児童期、青年期への運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成の阻害にとどまらず、意欲や気力の減弱、対人関係などコミュニケーションをうまく構築できないなど、子どもの心の発達にも重大な影響を及ぼすことも懸念される」とされています。幼児にとって楽しく運動遊びをすることは、基本的な動きを身に付けるだけでなく、生涯にわたって健康を維持し、積極的に活動に取り組み、豊かな人生を送るための基盤づくりとなるため、幼児が生活全体の中で楽しく体を動かすことができる環境づくりに取り組みます。

### 【2 現状と課題】

- 地区体育館では、親子で参加できる運動教室や幼児が遊びながら体を動かすことができる運動教室を実施しています。また、地区体育館に置いてあるフラフープやすべり台、三輪車等の遊具で幼児が自由に遊ぶことができるよう施設の開放を行っています。
- 保育所や幼稚園等では、それぞれの指針や要領に基づき、幼児が遊ぶ中で多様な動きが経験できるよう工夫を行うことにより、幼児の体力・運動能力の基盤づくりをしています。
- 幼児の運動遊びの推進のためには保護者等の理解が重要となるため、幼児の運動遊びに関する情報発信の強化に取り組む必要があります。

### 【3 今後の具体的な取組】

- 幼児の運動遊びの機会の確保のため、地区体育館における運動教室や施設の開放を引き続き実施するとともに、スポーツ推進委員による親子で参加できるさわやか地域スポーツ活動事業等の検討を行います。
- 保育士や幼稚園教諭の専門性の向上のため、運動遊びに関する実技研修等を実施します。
- 保育所や幼稚園、保護者等が幼児の運動遊びに積極的に取り組むことができるよう、幼児期の運動遊びの重要性や本市で実施している事業内容、子どもの体力・運動能力の状況などに関する情報発信を行います。



## 施策の方向性(2) 小学生における学校体育・地域でのスポーツ活動の充実

### 【1 趣旨】

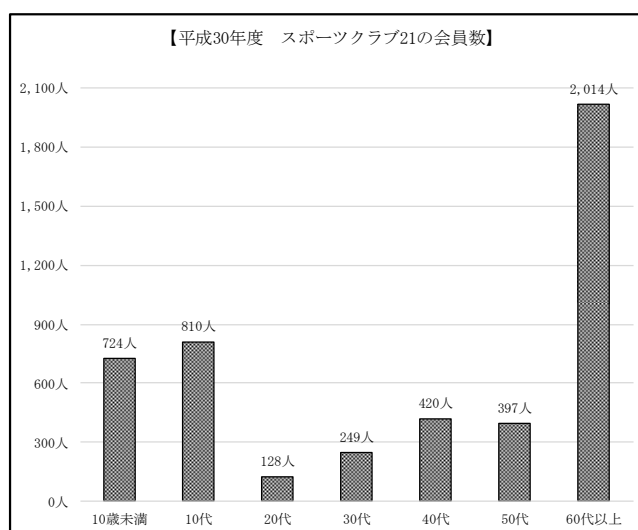
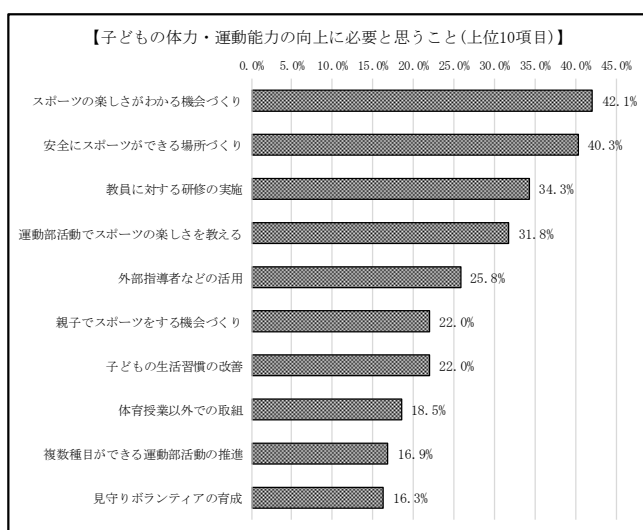
小学生におけるスポーツ活動は、基本的な体の動きを身に付けるとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識するなど、生涯にわたって健康を保持・増進し、豊かな生活を送るために必要です。特に、小学校の体育授業においては、運動に親しむ態度を育成する中で、様々な動きや技能を身に付けることができます。また、地域でスポーツを行うことができる環境もスポーツを継続して行う上で大切となることから、学校体育や地域におけるスポーツ環境を充実させ、小学生の体力・運動能力の向上に取り組みます。

### 【2 現状と課題】

- 教科体育は教科書がなく、また、専科教員の配置もありませんが、小学校体育研究会が策定した資料を用いた教員向けの研修を実施するなど、授業の質の向上に取り組んでいます。
- スポーツを通じた地域コミュニティづくりのため活動を行っているスポーツクラブ 21 は、子どもが地域でスポーツを行うことができる場としての役割が期待されます。
- 地区体育館ではスポーツ振興事業団により、サッカーやテニス、ダンス等のスポーツ教室を実施しています。その他にも、スポーツ少年団や子ども会、ボーイ・ガールスカウト等の団体が、子どもの健全育成等を目的に、野外活動やレクリエーション活動等に取り組んでいます。

### 【3 今後の具体的な取組】

- 学校教育のすべての機会を実施可能な体力向上の取組をまとめた「(仮称) あまっ子体力向上プラン」を策定するなど、子どもの体力・運動能力の向上を図ります。
- クラブアドバイザーの派遣や相談、情報提供等の支援を行うことにより、スポーツクラブ 21 が地域スポーツの基盤となるよう取り組みます。
- スポーツクラブ 21 に新たに導入された、運動器具や新体力テスト測定器具等の活用を行い、子どもの体力・運動能力の向上を図ります。
- スポーツ振興事業団やスポーツ少年団、子ども会等の団体による活動を引き続き実施するとともに、事業内容等の情報発信の充実を図り、各事業の参加者数の増加に取り組みます。



## 施策の方向性(3) 中学生における学校体育・運動部活動の充実

### 【1 趣旨】

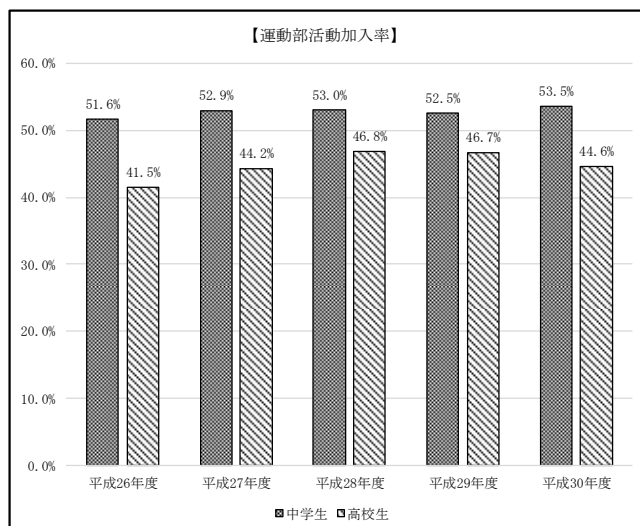
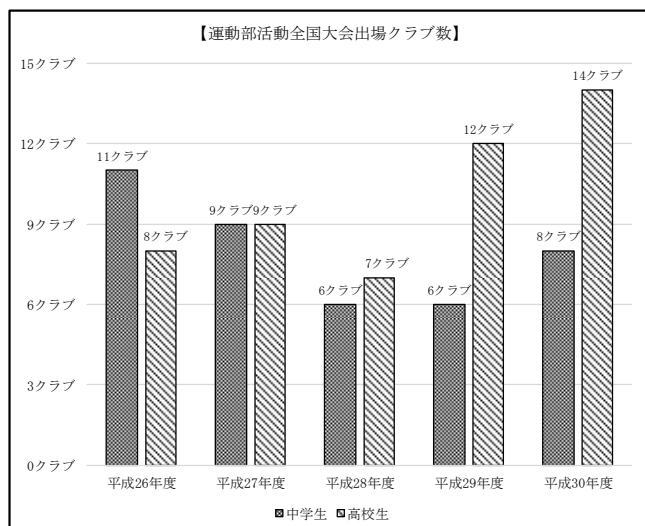
中学生では、これまで培った経験を活かし、スポーツに関する基本的な技能を体育授業等により習得します。また、運動部活動は、自身の個性や能力等を伸ばし、体力や技術力を向上させるだけでなく、同じ興味・関心を持った生徒が集まり、年齢を超えた異学生の関わりの中で、学校生活に楽しさをもたらします。体育授業や運動部活動等を通じて、中学生がスポーツの楽しさや喜びを味わえるようにするとともに、体力・運動能力の向上に向けた取組を行います。

### 【2 現状と課題】

- 体育授業は、保健体育の教員が担当しているため専門的な指導を実施することができますが、子どもの体力・運動能力向上のため、さらなる指導力の向上を図る必要があります。
- 運動部活動では、毎年全国大会に出場するなどの活躍をしています。また、運動が苦手な子どもでも、運動部活動に参加することができるよう、教員が工夫を行いながら指導を行っています。
- 運動部活動の顧問は、経験のない種目での指導や超過勤務等による負担が大きくなることもあるため、その負担軽減に取り組んでいます。
- 体育授業や運動部活動中に、指導者による体罰事案が発生しているため、体罰根絶に向けた取組を行っています。

### 【3 今後の具体的な取組】

- 学校教育のすべての機会を実施可能な体力向上の取組をまとめた「(仮称) あまっ子体力向上プラン」を策定するなど、子どもの体力・運動能力の向上を図ります。
- 引き続き、運動が得意な子どもだけでなく、運動を苦手とする子どもでも、積極的に運動部活動に参加することができる環境づくりに取り組みます。
- 尼崎市立中学校部活動の方針に基づく取組や外部指導員・部活動指導員等の活用を行うことにより、運動部活動における指導体制の充実や教員の負担軽減に取り組んでいきます。
- 運動部活動における指導者等の体罰根絶のため、体罰根絶に向けた有識者会議からの提言に基づいた再発防止策に取り組みます。



## ○基本方針 2

### ライフステージや体力等に応じたスポーツ活動、健康づくりの推進

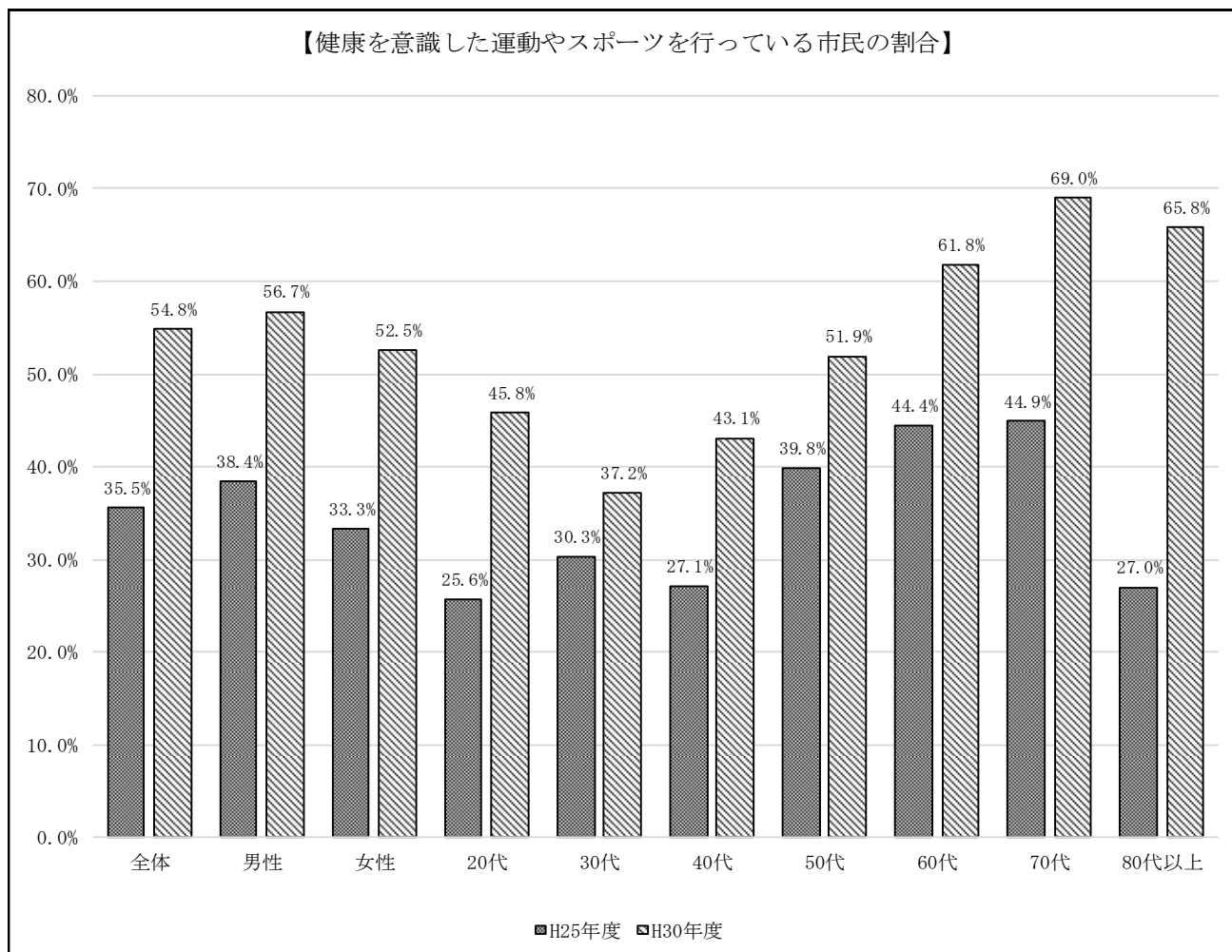
#### 1 目標

ライフステージや体力等に応じたスポーツ活動の推進と、市民の誰もが気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりができる環境の充実に取り組みます。その結果として、健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合が 65.0%となることを目指します。(H30:54.8% ⇒ R11 : 65.0%)

近年、スポーツによる健康づくりへの関心が高まるなか、市民はウォーキングや体操等の気軽に取り組むことができる生涯スポーツをはじめ、競技力向上を目的としたスポーツ活動等に取り組んでいます。気軽にスポーツを行うことは、生活習慣病対策やストレスの解消、さらには新しい人間関係が構築できるなど、心身の健康の保持・増進に重要な役割を果たしています。また、本市では、「ヘルスアップ尼崎戦略推進会議」により、スポーツ・保健・福祉等を所管する部門が連携し、市民の健康の保持・増進に向けた取組を行っています。

年齢や性別、障害の有無等に関わらず、市民の誰もが生涯にわたってスポーツを楽しみ、健康の保持・増進や豊かな生活を送ることができるよう、それぞれのライフステージや体力等に応じて気軽にスポーツを行うことができる環境づくりに取り組みます。

#### 2 目標値に関するデータ



※週に1回以上スポーツを実施している市民の割合

## 施策の方向性(1) 子育て・働く世代のスポーツ推進

### 【1 趣旨】

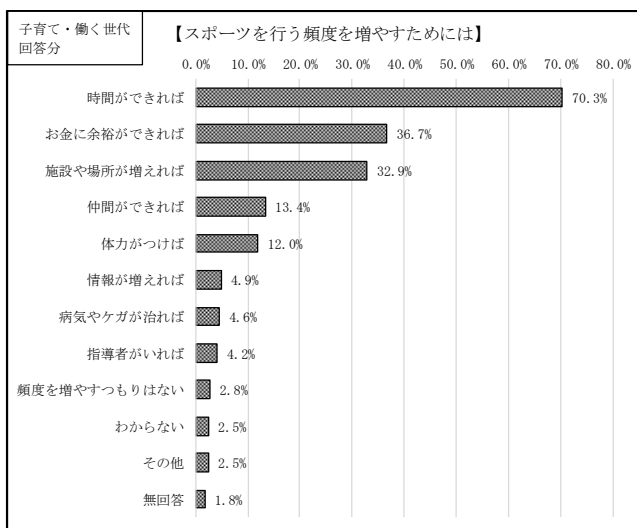
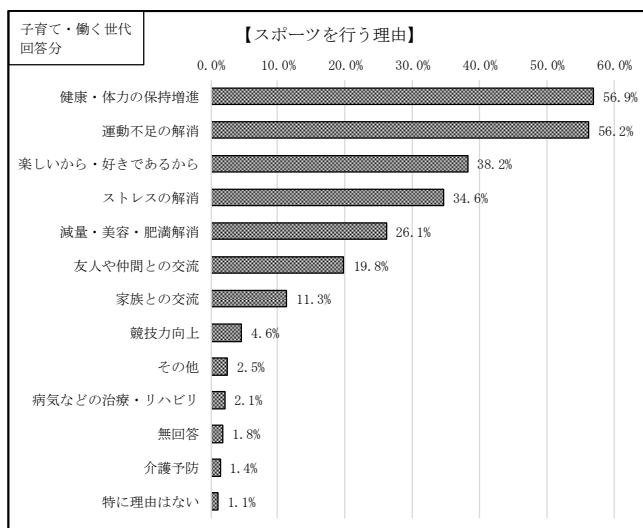
子育て・働く世代は、子育てや仕事等の理由からスポーツを行う時間の確保が難しく、スポーツ実施率が高齢者世代と比べて低くなっています。子育て・働く世代のスポーツへの参加は、自身の健康の保持・増進はもちろんのこと、子どもや家族のスポーツに対する参加意欲を促す効果もあるなど重要な役割を担っていることから、運動不足になりがちな子育て・働く世代が継続的にスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。

### 【2 現状と課題】

- 20代～50代の週1回以上のスポーツ実施率の平均値は、高齢者世代と比べて低くなっています。また、男性に比べて女性の方がスポーツ実施率は低い傾向にあります。
- スポーツを全く行っていない割合は約3割となっており、その理由は「忙しくて時間がない」「お金がかかる」とする意見が多くなっています。
- 健康・体力の保持増進、運動不足の解消のため、散歩やウォーキングを実施する傾向にあります。
- スポーツを行う時間帯は、平日は夜間、休日では昼間に実施する割合が高くなっています。
- 働く世代については、企業が従業員の健康づくりを意識したスポーツに取り組むことが有効な手段です。また、会社への通勤時間や休憩時間にスポーツを行う習慣づくりも大切になります。
- 子育て世代については、親子でスポーツに参加できる環境づくりが必要です。また、育児や家事の合間にスポーツを行う習慣づくりも有効となります。

### 【3 今後の具体的な取組】

- 引き続き、子育て・働く世代が利用しやすい親子スポーツ教室やトレーニング指導等の事業を実施します。
- 働く世代が参加しやすい時間帯におけるスポーツ教室等の実施を検討します。
- 企業が従業員の健康づくりを意識したスポーツに取り組むきっかけづくりのため、スポーツ振興事業団の指導者派遣事業等を充実していきます。
- スポーツ推進委員による、親子で参加できるさわやか地域スポーツ活動事業の検討を行います。
- 仕事や家事の合間に行えるスポーツメニューを市ホームページ等により発信します。



## 施策の方向性(2) 高齢者スポーツの推進

### 【1 趣旨】

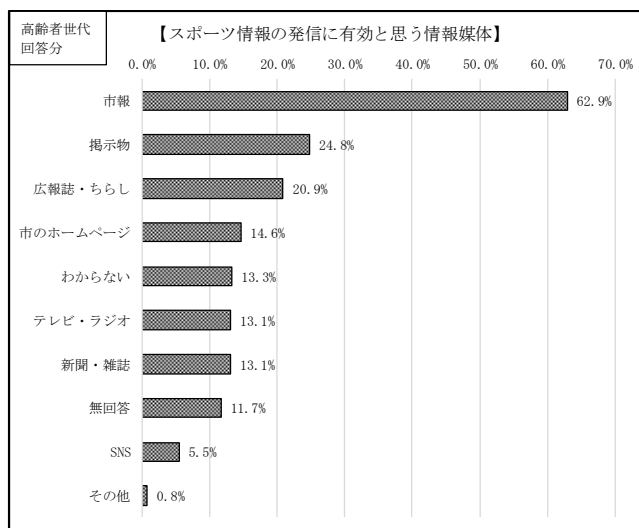
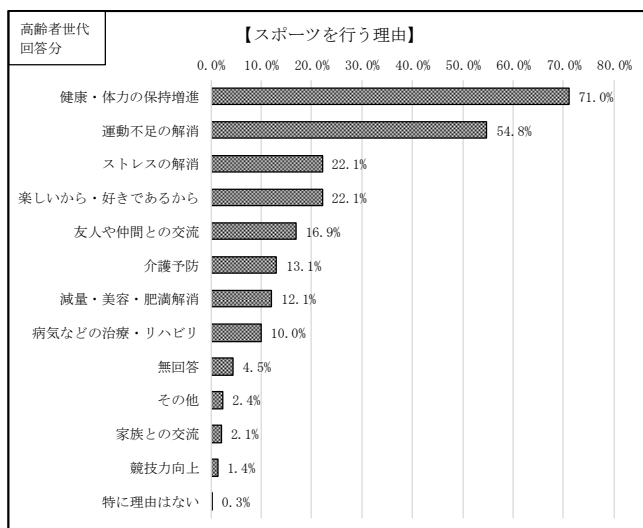
長寿社会でもある今日では、いくつになってもアクティブな高齢期を過ごすための積極的な活動と健康的なライフスタイルへの関心が高まっています。高齢者にとってスポーツをすることは、健康を保持・増進させ、生活習慣病対策や介護予防になるなど、いつまでも明るく元気で生活を送ることができます。また、高齢者が健康でいられることは、医療・介護費が抑制されるなど、社会的な問題の解決にもつながることから、スポーツの役割は大きなものとなります。高齢者がいつまでも健康で元気に生活を送ることができるよう、高齢者スポーツの推進に取り組みます。

### 【2 現状と課題】

- 本市の「高齢者割合」「要支援・要介護認定率」は国や兵庫県と比較して高くなっています。
- 高齢者の週1回以上のスポーツ実施率は65.5%となっており、健康・体力の保持増進や運動不足の解消のためスポーツを行っている割合が高くなっています。
- 高齢化や病気・ケガ等のため、スポーツを全く行っていないとする割合が約2割となっています。
- 高齢者の健康づくりのため、スポーツ教室やいきいき百歳体操事業、いきいき100万歩運動事業等を実施しています。また、幅広い世代を対象としている、あまがさき市民ウォークやさわやか地域スポーツ活動事業、月例行事の参加者は高齢者が多くなっています。
- スポーツ情報を発信する媒体は、市報や掲示物、ちらし等の紙媒体が有効であるとする高齢者の意見が多くなっています。

### 【3 今後の具体的な取組】

- 高齢者の健康づくりを中心とした事業等を実施するとともに、引き続き、スポーツ情報の提供や用具の貸出、がんばりカード等のスポーツ活動を支援する取組を行います。
- 生きがい・健康づくり支援・介護予防機能を備えた（仮称）健康ふれあい体育館（地区体育館と老人福祉センターの複合機能を有する施設）を整備します。
- 高齢者が長く健康でいられるようフレイル状態を予防する事業を実施します。
- スポーツを実施していない高齢者に対する働きかけのため、高齢者のニーズが高い市報等の紙媒体を活用した情報発信を行います。





## 施策の方向性(3) 障害者スポーツの推進

### 【1 趣旨】

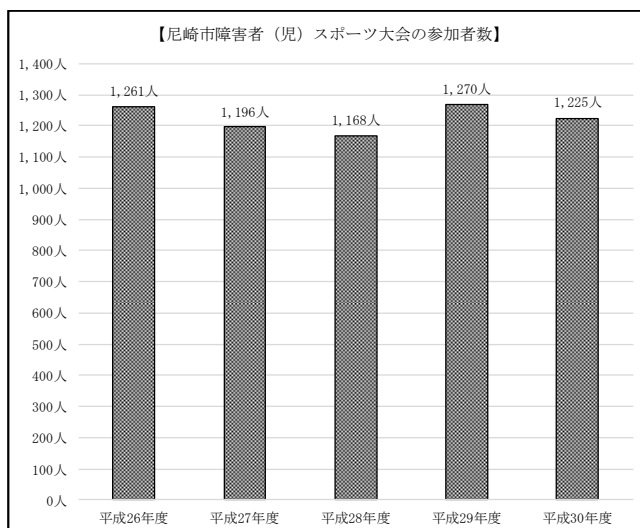
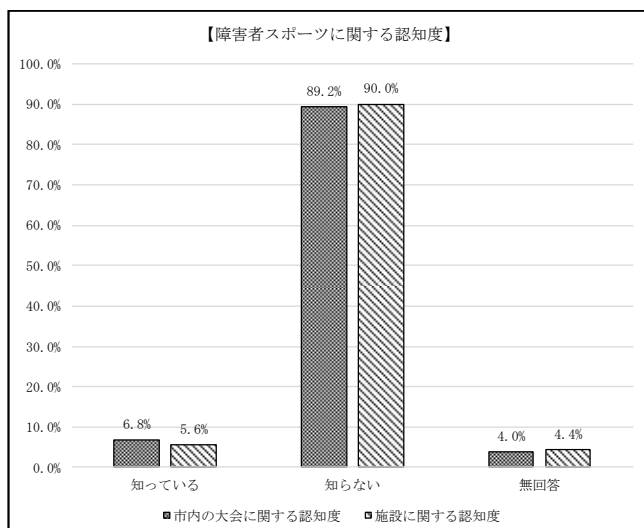
障害のある人にとってスポーツは、楽しさや喜びをもたらすという心身の健康の保持・増進だけでなく、仲間との交流やコミュニケーションを深めることによる生きがいにつながるなど、人生を豊かにしてくれるものです。また、障害の有無に関わらず一緒にスポーツを楽しむことは、お互いの理解を広げることになるため、誰もが障害者スポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。

### 【2 現状と課題】

- 障害のある人のスポーツ活動の機会の充実のため、尼崎市障害者（児）スポーツ大会の開催や兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加及び協力を行っています。また、障害のある人に向けたスポーツプラザ事業や、屋内プール・総合体育館トレーニング室の利用料金の一部助成を行っています。
- 障害のある人がスポーツを通じて、健康の増進や社会参加の機会を増やすことを目的として、身体障害者福祉センターにおいて、スポーツ教室を実施しています。
- 障害者スポーツの推進には、障害の特性を理解したスポーツ指導者が必要となりますが、専門的な知識がいるため、その養成は難しいものとなっています。
- 東京パラリンピックを契機とした障害者スポーツの推進に取り組む必要があります。

### 【3 今後の具体的な取組】

- 引き続き、尼崎市障害者（児）スポーツ大会の開催や施設の利用助成等を行うとともに、障害者スポーツの認知度の向上に向けた情報発信の充実に取り組みます。
- 身体障害者福祉センターのスポーツ教室については、利用ニーズの把握や開催内容の充実等に努めるとともに、市報等による広報や関係団体への周知を行い、利用者数の増加を図ります。
- 障害者スポーツ指導者の育成を行うため、兵庫県が実施している障害者スポーツ指導者養成講習会に関する情報をスポーツ団体等に提供し、講習会への参加を促します。
- 特別支援学校のスポーツ施設においても、障害のある人が利用しやすい環境づくりに取り組みます。
- 障害のある人とない人が共にスポーツを行える機会づくりのため、スポーツ推進委員やスポーツクラブ 21 等による障害者スポーツの普及方法を検討します。
- 障害者スポーツの推進のため東京パラリンピックに関連するイベントを実施します。



## ○基本方針 3

### スポーツ環境の基盤づくりによる市民スポーツ活動の推進

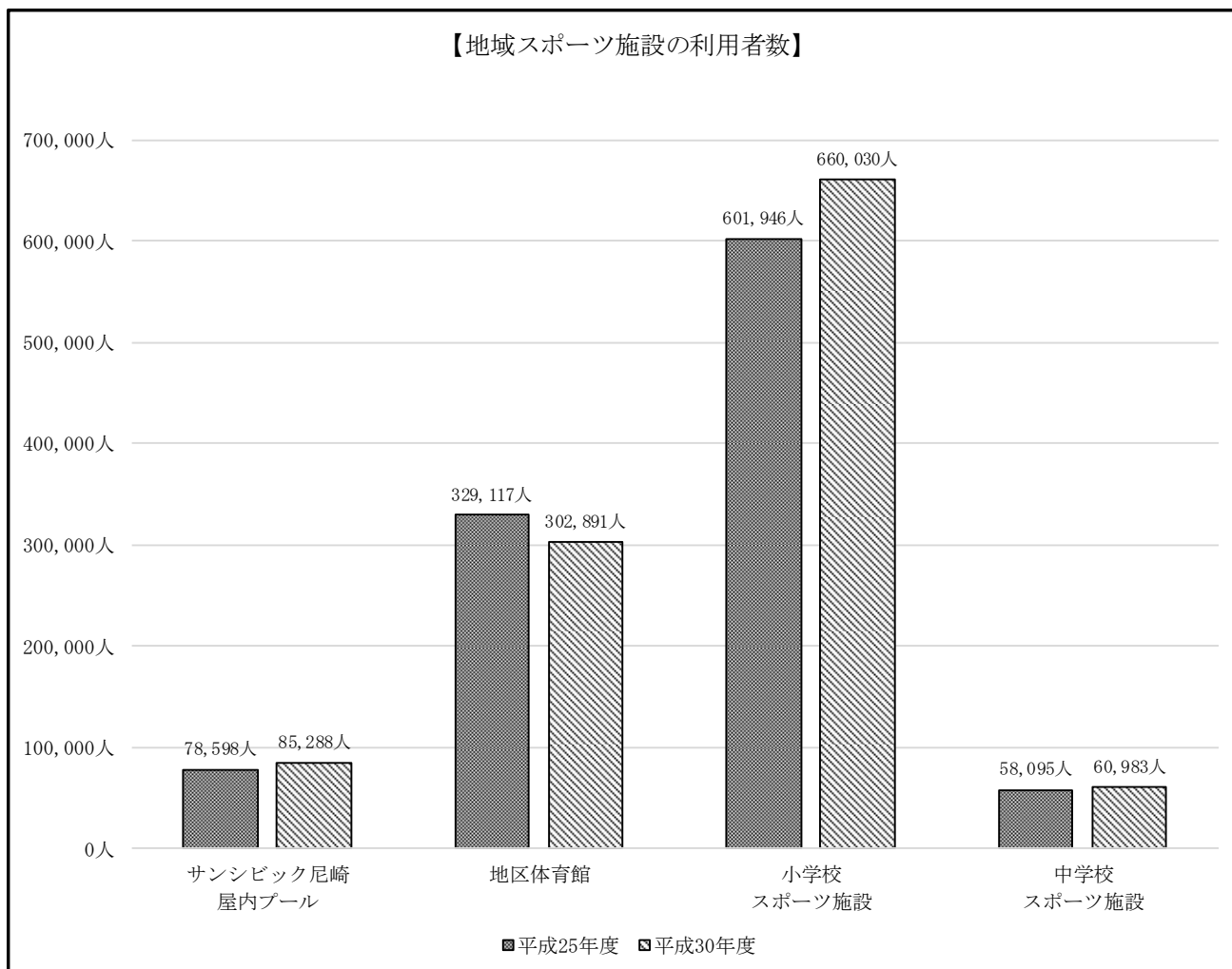
#### 1 目標

スポーツ環境の基盤づくりを行い、市民のスポーツ活動を推進します。その結果として、サンビシック尼崎屋内プールや地区体育館、学校スポーツ施設の利用者数が年間 1,200,000 人となることを目指します。(H30 : 1,109,192 人 ⇒ R11 : 1,200,000 人)

地区体育館や学校スポーツ施設等のスポーツを行う場所は、市民がスポーツ活動を行うために必要不可欠なものとなります。また、昭和 58 年 1 月に市の外郭団体として設立されたスポーツ振興事業団や会員数 2 万人以上を擁する体育協会等のスポーツ団体、そのスポーツ団体を中心として活動しているスポーツ指導者は、スポーツの普及や各種事業を実施する上で欠かせない存在です。さらにスポーツ情報は、施設の利用手続き方法や各種事業内容等を知ることができ、スポーツを行うきっかけとなるなど、その役割は大きなものとなっています。

スポーツ環境の基盤となる、「スポーツを行う場所」、「スポーツを支える団体や人材」、「スポーツ情報」を充実させることにより、市民のスポーツ活動の推進に取り組みます。

#### 2 目標値に関するデータ



## 施策の方向性(1) スポーツを行う場所の充実

### 【1 趣旨】

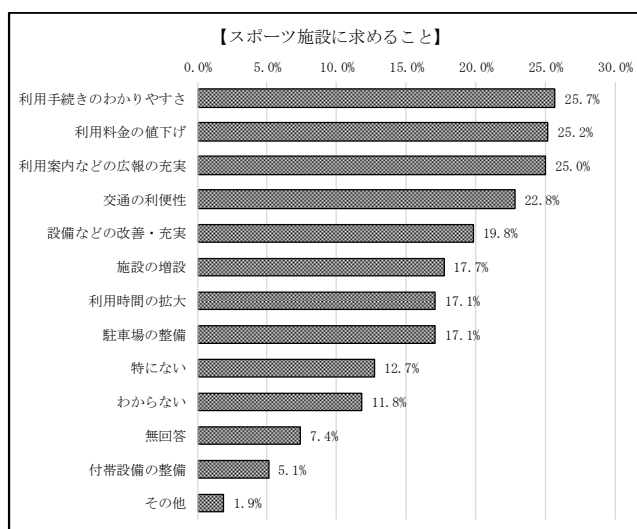
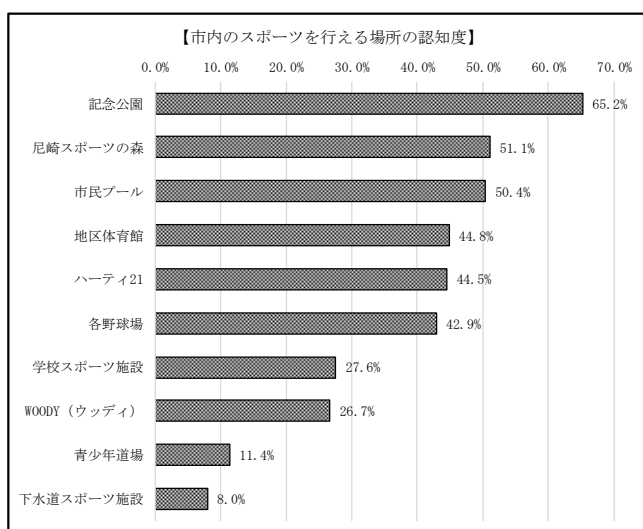
スポーツを行う場所は、市民がスポーツ活動を実施する上で重要なものとなるため、本市では、野球場・陸上競技場・総合体育館等を有する記念公園や地区体育館等のスポーツ施設を設置するとともに、学校スポーツ施設の一般開放を行っています。しかしながら、スポーツ施設が老朽化している一方、その整備や維持管理を行うための財源が限られ、また、利用手続きがわかりにくいなどの課題があります。誰もが気軽にスポーツ楽しむことができる場所づくりを行うことにより、市民のスポーツ活動の推進に取り組みます。

### 【2 現状と課題】

- 記念公園は全国大会の誘致や各種スポーツ大会の開催など、本市のスポーツの中核となる施設です。また、地区体育館については、地域スポーツの拠点となる施設ですが、施設の老朽化や旧耐震施設の対応が必要となっています。
- 各野球場や多目的広場では、多くの市民が野球やサッカー等のスポーツを行っています。
- 学校スポーツ施設の開放は、身近にスポーツを行える場として、多くの市民が利用しています。
- スポーツ施設を利用するための手続きのわかりやすさを求める意見が多くなっています。

### 【3 今後の具体的な取組】

- 旧耐震施設である地区体育館は、老人福祉センターとの機能の複合化を図り、生きがい・健康づくり支援・介護予防機能を備えた「(仮称)健康ふれあい体育館」として整備します。
- 総合体育館は、尼崎市公共施設マネジメント計画に沿って施設の長寿命化を図ります。また、旧耐震施設以外の地区体育館についても施設の長寿命化等を図る中で、今後の地区体育館に求められる機能等の検討を行っていきます。
- 中学校のスポーツ施設は、小学校のスポーツ施設に比べて利用率が低くなっていることから、利用率の向上に向けた取組を行います。
- 限られた財源の中で、スポーツ施設の適切な維持管理等を行います。
- スポーツ施設の利用案内等の広報の充実や、学校スポーツ施設の利用条件の緩和を図るなど、誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。



## 施策の方向性(2) スポーツを支える団体や人材の充実

### 【1 趣旨】

本市には、スポーツ振興事業団をはじめ、体育協会やスポーツ推進委員会等のスポーツ団体が存在しており、市民のスポーツに関するニーズの把握に努めながらそれぞれの目的に応じたスポーツ活動を行っています。また、スポーツ団体と一体となり活動しているスポーツ指導者は、市民のスポーツ活動をサポートする役割を担うなど、その活躍は重要なものとなっています。スポーツ団体やスポーツ指導者が積極的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、スポーツ団体に対する支援やスポーツ指導者の養成等を実施することにより、市民がスポーツを行うための基盤づくりに取り組みます。

### 【2 現状と課題】

- 各スポーツ団体は、本市と連携・協力を行いながらその設立目的に応じて、生涯スポーツや競技スポーツ等の推進を行っています。
- 特にスポーツ振興事業団は、記念公園・地区体育館等の指定管理や広く市民を対象とした健康づくり教室など、地域に密着しながら公益目的事業を積極的に展開しており、本市のスポーツ行政を支える重要な存在となっています。
- スポーツ指導者の養成のため、研修会や講習会を実施していますが、スポーツ指導者による体罰・ハラスメントの防止、スポーツにおける安全の確保などその養成には課題があります。

### 【3 今後の具体的な取組】

- 引き続き、各スポーツ団体と連携・協力を行うとともに、それぞれの役割を果たしながら活動を行えるよう、スポーツ活動に関する助言や補助金の交付、情報提供等の支援を行っていきます。
- スポーツ振興事業団には、引き続き、本市スポーツ推進の中核的な役割を担ってもらうとともに、子どもの体力向上や高齢者の介護予防など、本市が抱える今日的な課題を把握し、その解決に向けた取組を行ってもらいます。
- 体罰・ハラスメントの防止やスポーツにおける安全の確保など、スポーツ指導者に求められる資質等を題材にした研修会や講習会を実施します。

#### 【本市のスポーツを推進する主な団体】

団体名	概要	主な事業
公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団	昭和58年1月に市の外郭団体として設立されたスポーツ振興事業団は、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、住民の心身の健全な発達と、明るく豊かな地域社会の発展に寄与することを目的として、市民のスポーツ活動全般の推進に取り組んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区体育館等の管理業務</li> <li>・健康づくり教室等のスポーツ教室</li> <li>・スポーツ指導者の派遣</li> </ul>
尼崎市スポーツ推進委員会	スポーツ基本法に基づき、市から委嘱を受けたスポーツ推進委員により構成されるスポーツ推進委員会は、市民に対するスポーツの指導や助言、市のスポーツ推進事業への参画等の活動により、生涯スポーツや地域スポーツの推進に取り組んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さわやか地域スポーツ活動</li> <li>・スポーツ要請指導</li> <li>・市のスポーツ推進事業への参画</li> </ul>
尼崎市体育協会	23種目別協会、小・中・高等学校体育連盟、スポーツ少年団から構成され、会員数2万人以上を擁する体育協会は、スポーツを振興して豊かな市民生活の醸成に寄与することを目的として、競技スポーツの推進や青少年の健全育成に取り組んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民スポーツ祭等のスポーツ大会</li> <li>・スポーツ指導者の養成</li> <li>・スポーツ表彰事業</li> </ul>
尼崎市レクリエーション協会	野外活動協会やフォークダンス協会等の6協会により構成されているレクリエーション協会は、身体活動を主とする健全なレクリエーションを振興し、明るい文化的社会の建設に寄与することを目的として、レクリエーション活動の推進に取り組んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月例行事</li> <li>・ファミリーフェスティバル</li> <li>・歩くスキーと雪あそび</li> </ul>
スポーツクラブ21	小学校区を基本単位とするそれぞれの地域で、様々なスポーツを楽しむことができるよう地域住民により運営されているスポーツクラブ21は、学校スポーツ施設を拠点に活動しており、地域スポーツの推進や青少年の健全育成に取り組んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブ間の交流大会</li> <li>・地域スポーツ大会</li> <li>・定期的なスポーツ活動</li> </ul>
学校開放運営委員会	小学校22校に設置されている学校開放運営委員会は、小学校のスポーツ施設を利用し、地域住民の健康づくりを目的として、学校スポーツ施設の開放や地域運動会の開催等により、地域スポーツの推進に取り組んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校開放業務に係る受付業務</li> <li>・学校開放業務に係る施設開放業務</li> <li>・学校開放地域運動会</li> </ul>

## 施策の方向性(3) スポーツ情報の充実

### 【1 趣旨】

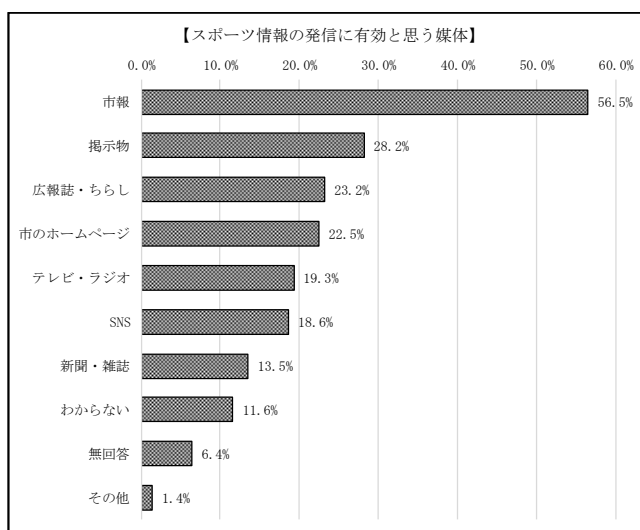
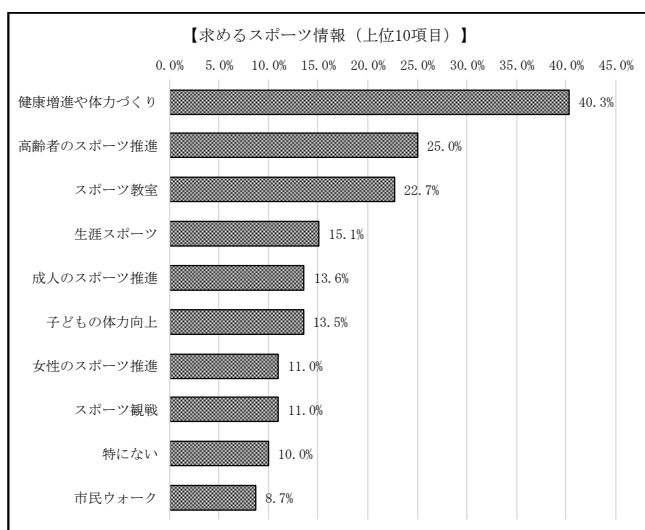
スポーツに関する情報には、各種事業の内容、大会・イベントの開催、施設の利用手続き方法など多種多様なものがあります。市民にとってスポーツに関する情報は、スポーツに対する関心や意欲を高め、スポーツを継続して行うことにつながるとともに、始めるためのきっかけとなるなど大きな影響を与えるものとなっています。市民が必要とする情報を容易に得ることができる環境づくりは、本市のスポーツ推進を行う上で重要となることから、スポーツ情報の充実に取り組んでいきます。

### 【2 現状と課題】

- 本市では、市報や市ホームページ、SNS 等によりスポーツ情報の発信を行っています。
- 情報媒体の認知度やスポーツ情報を得たことがある情報媒体は市報が最も高く、次いで市ホームページとなっています。一方、その他の情報媒体については、全体的に認知度が低くなります。
- スポーツ情報をより広く発信するためには、市報や掲示物、ちらし等の紙媒体を活用すべきとの意見が多くなっていることから、紙媒体での情報発信の強化に取り組む必要があります
- 市ホームページに掲載されているスポーツ情報は所管課ごとのページで掲載されているため、市民が容易に情報を得ることができません。
- 市民が求めているスポーツ情報は、どの年代においても「健康増進や体力づくりに関する事業」となっており、市民の健康に対する意識が高くなっています。

### 【3 今後の具体的な取組】

- 市内のスポーツ施設やスポーツ大会・イベント情報等をまとめた「スポーツマップ」の作成を検討します。
- 市報における健康に関するスポーツ情報の充実や、スポーツ大会・イベント情報の掲示物を広く公共施設に設置するなど、紙媒体での情報発信の強化に取り組みます。
- 市ホームページ上に所管課ごとに掲載されているスポーツ情報を集約させ、市民がスポーツ情報を容易に得やすい環境づくりを行います。
- スポーツに関する問い合わせ先一覧を、市ホームページに掲載します。



## ○基本方針 4

### 各種スポーツ大会・イベントを契機としたスポーツの推進

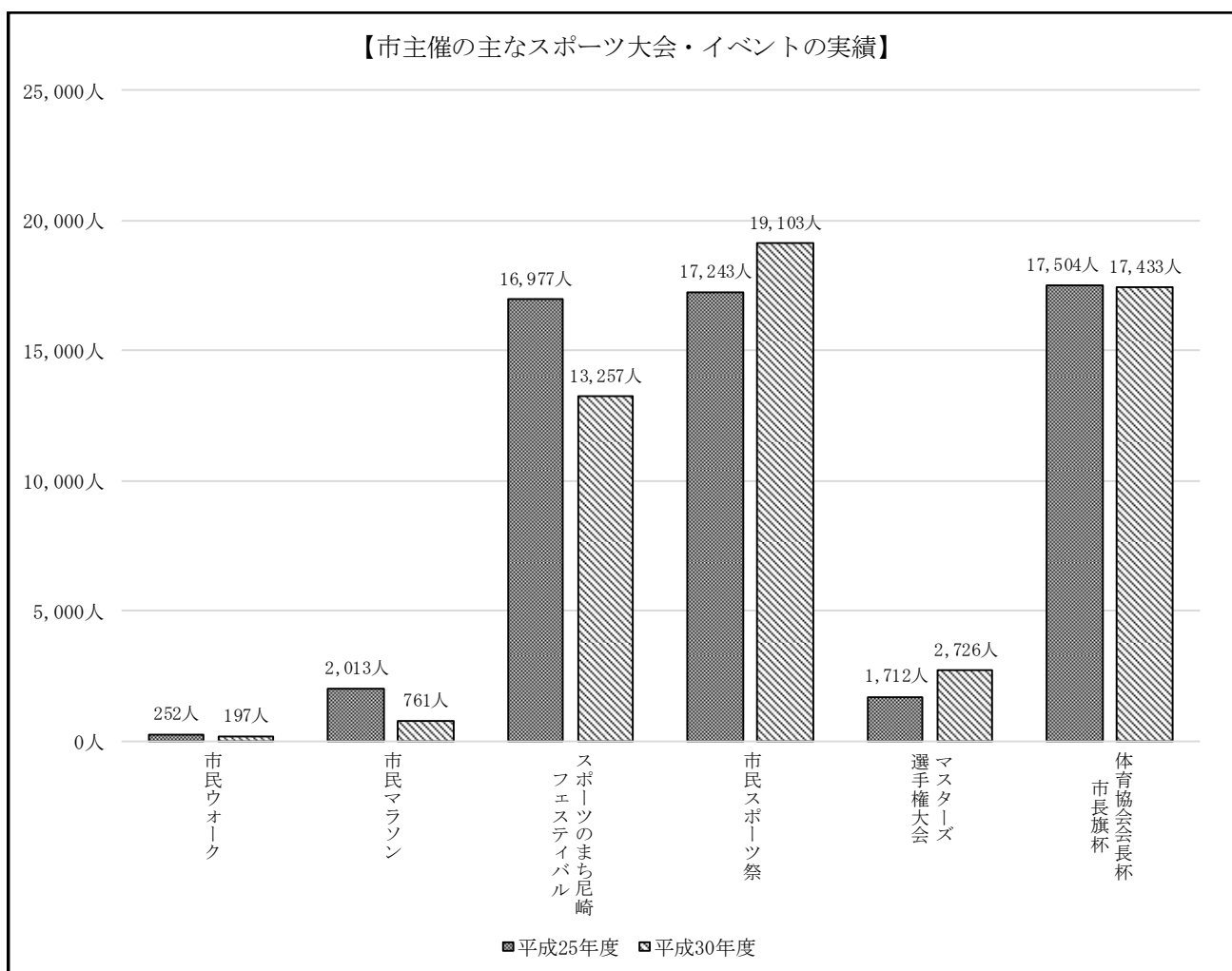
#### 1 目標

各種スポーツ大会・イベントを契機とした本市のスポーツの推進に取り組みます。また、その結果として、市主催の主なスポーツ大会・イベントの参加者数が、年間 70,000 人となることを目指します。(H30 : 53,477 人 ⇒ R11 : 70,000 人)

市民のスポーツへの関心や参加意欲を高め、スポーツの推進や競技力の向上に取り組むためには、様々なスポーツを気軽に体験できるスポーツイベントや日頃スポーツを練習している成果を発揮するための場となるスポーツ大会の開催、身近な場所で全国トップレベルのスポーツ大会を見ることができ環境づくりが必要となります。また、全国大会等で活躍する市民に対する激励金の支給や表彰事業を実施し、その情報を発信することも本市のスポーツの推進や競技力の向上につながります。さらには、国際的なスポーツイベントである東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ関西が開催されることから、市民のスポーツに対する関心を一層高めることができる絶好の機会となります。

各種スポーツ大会・イベントを契機として、市民のスポーツへの関心や参加意欲を高めることにより、本市のスポーツの推進と競技力の向上に取り組んでいきます。

#### 2 目標値に関するデータ



# 施策の方向性(1) 市主催のスポーツ大会等によるスポーツの推進

## 【1 趣旨】

スポーツの推進には、日頃の練習の成果を発揮することができるスポーツ大会や、様々なスポーツを気軽に体験することができるスポーツイベントの開催が必要となります。本市では、体育協会等のスポーツ団体と連携して、市民スポーツ祭やマスターズ選手権大会、あまがさき市民マラソン大会等のスポーツ大会を開催しています。また、スポーツ振興事業団が中心となり、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できるスポーツイベントとしてスポーツのまち尼崎フェスティバルを実施することにより、スポーツに親しめる機会づくりをしています。

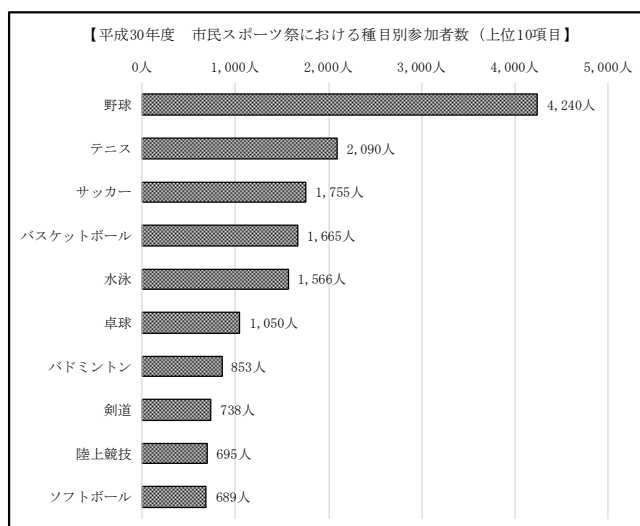
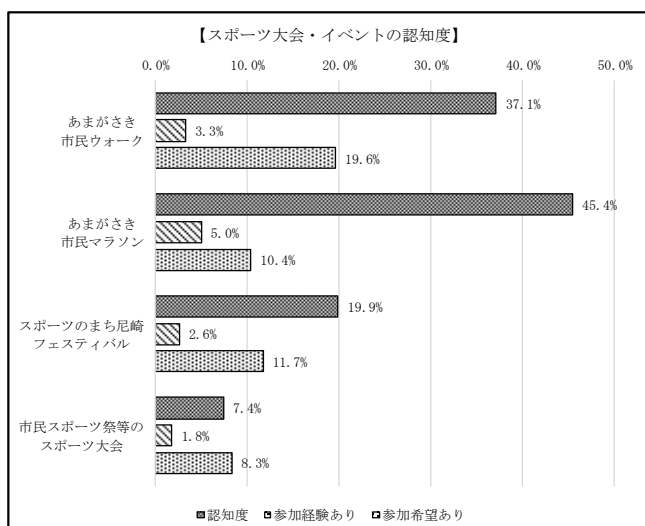
スポーツ大会やスポーツイベントを開催し、市民がスポーツを行う機会と場の確保を行うことにより、本市のスポーツの推進と競技力の向上に取り組みます。

## 【2 現状と課題】

- 競技スポーツの大会として市民スポーツ祭及び体育協会会長杯・市長旗杯を、生涯スポーツの大会としてマスターズ選手権大会を実施しています。テニス、バドミントン、卓球等の参加者数は増加傾向にあり、多くの市民が大会に参加しています。
- あまがさき市民マラソン大会やあまがさき市民ウォークでは、幅広い世代が事業に参加していますが、大会内容が毎年似ていることや悪天候による中止により、参加者数が減少傾向にあります。
- スポーツのまち尼崎フェスティバルは、ステージイベントやスポーツ体験教室を開催しており、年代を問わず多くの市民が参加しているものの、イベントの認知度は約2割となっています。
- その他にも、学校開放事業の一環として実施している学校開放地域運動会や学校体育団体によるスポーツ大会の開催など、本市では、多くのスポーツ大会やイベントが開催されています。

## 【3 今後の具体的な取組】

- 市民スポーツ祭等における新規参加者の獲得のため、大会の参加方法の周知を図るとともに、大会結果を市ホームページに公表することにより、参加者のモチベーションをあげ、スポーツ大会を盛り上げます。
- あまがさき市民マラソン大会及びあまがさき市民ウォークについては、より多くの市民が参加してもらえるよう、新たな魅力を盛り込んだイベント内容の検討を行います。
- 市主催のスポーツ大会やイベントに関する情報発信を充実させ、参加者数の増加を図ります。



## 施策の方向性(2) 全国大会等を契機としたスポーツの推進

### 【1 趣旨】

本市では、全国トップレベルのスポーツ大会である日本リーグや全国大会等を誘致しており、記念公園を中心としたスポーツ施設で大会の開催を行っています。市民が、全国トップレベルのスポーツ大会を間近に見る機会をつくることにより、市民のスポーツへの関心と参加意識が高まり、スポーツを実施するきっかけづくりになります。また、全国トップレベルのスポーツ選手の技術や戦術を学ぶ機会にもなることから、競技力の向上にもつながります。

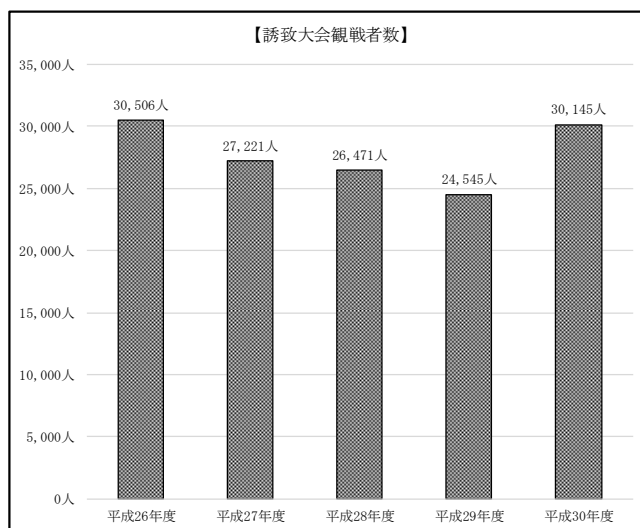
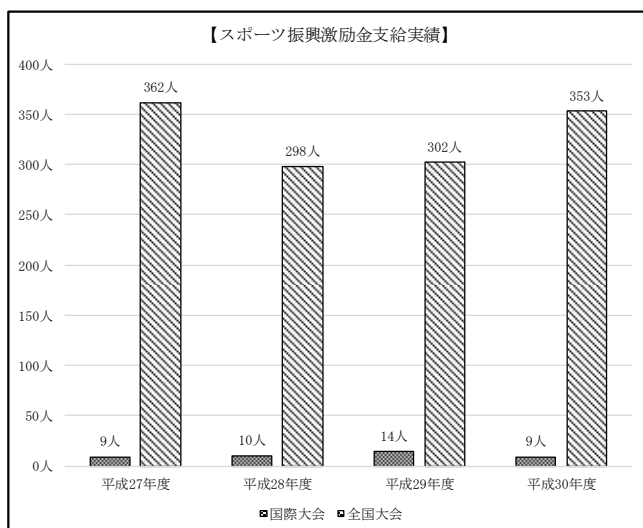
全国大会等の誘致や活躍する市民を支援することにより、本市のスポーツの推進と競技力の向上に取り組めます。

### 【2 現状と課題】

- 全日本学生柔道体重別団体優勝大会や日本女子ソフトボール1部リーグ、Vプレミアリーグ等の大会を継続して誘致しています。また、新たな大会として全日本学生体操競技選手権大会や全日本総合卓球選手権大会、Wリーグ（バスケットボール）等の誘致にも取り組んでいます。
- 誘致大会の情報については、市ホームページへの掲載や、総合体育館及び地区体育館にポスターの掲示を行っているものの、誘致を行っている大会の中には、観戦者数が少ない大会もあることから、誘致を行う大会の見直しや観戦者数を増加させるための取組が必要となります。
- 本市には、バレーボールやバスケットボール、陸上競技等の全国大会に出場し活躍している市民が多数おられ、大会に出場する際には激励金の支給を行っています。また、全国大会で優秀な成績を収めた市民に対する表彰事業を実施しており、その内容を市報や市ホームページにより情報発信しています。

### 【3 今後の具体的な取組】

- 引き続き、日本リーグや全国大会等の誘致を行うとともに、誘致大会の観戦者数を増加させるため、市民の関心が高いスポーツ種目の大会を誘致するなどの検討を行います。また、大会ポスターを掲示する公共施設を増やすなど、情報発信の強化も行っていきます。
- 全国大会に出場する市民を支援するため、激励金の支給や表彰事業を継続して実施します。また、表彰事業の内容だけでなく、全国大会での活躍の様子などについても発信していきます。





## 施策の方向性(3) 国際大会を契機としたスポーツの更なる推進

### 【1 趣旨】

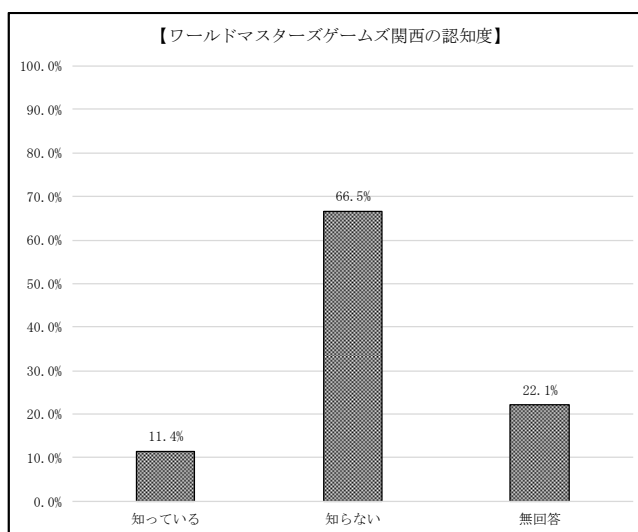
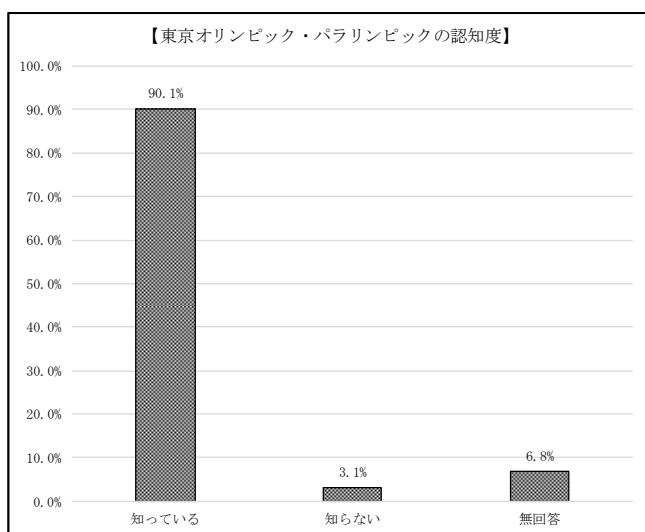
日本では、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2021年のワールドマスターズゲームズ関西と、3年連続で世界的なスポーツイベントが開催されることから、この3年間で「ゴールデン・スポーツイヤーズ」と呼んでおり、市民のスポーツに対する関心を高めることができる絶好の機会となります。本計画の初年度には、東京オリンピック・パラリンピックが、その翌年にはワールドマスターズゲームズ関西が開催されることから、これらの国際大会を契機とした本市のスポーツの更なる推進に取り組みます。

### 【2 現状と課題】

- 東京オリンピック・パラリンピックの認知度は約9割で、市民の関心が非常に高い大会となっています。オリンピックでは水泳、体操、陸上競技等が、パラリンピックでは車いすテニス、水泳、車いすバスケットボール等の注目度が高くなっています。
- 東京オリンピックの聖火リレーが尼崎市を通過することが決定しました。さらに市民がオリンピックを身近に感じることができるよう、大会出場国の事前合宿の誘致にも取り組んでいます。
- 東京パラリンピックを契機とした障害者スポーツの推進に取り組む必要があります。
- ワールドマスターズゲームズ関西の認知度は約1割です。また、概ね30歳以上であれば大会に参加できますが、大会の参加意欲は1割未満となり、認知度・参加意欲が共に低くなっています。
- ワールドマスターズゲームズは関西の各地で開催され、本市では、水球及びアーティスティックスイミングが開催されます。

### 【3 今後の具体的な取組】

- 市民が身近に東京オリンピック・パラリンピックを感じる事ができるよう、聖火リレーやパブリックビューイング等の大会に関連するイベントを実施します。
- ワールドマスターズゲームズ関西の関心度を高めるとともに、兵庫県や関係スポーツ団体と連携・協力し、尼崎スポーツの森において水球やアーティスティックスイミングを開催します。



## 第5章 計画の推進体制と進行管理

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民のスポーツへの関心と理解のもと、スポーツ団体や行政など、すべての関係者の連携・協力により実践していくことが必要です。

また、スポーツは保健、福祉、教育など多様な分野にまたがることから、市内部での連携強化にも努め、全庁的な協力体制のもと計画を推進していきます。

### 2 計画の進行管理体制

本計画の進行管理については、学識経験者やスポーツ関係者等から構成される「尼崎市スポーツ推進審議会」と教育委員会が行います。

### 3 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、基本施策の具体的な取組内容を中心に進捗状況を毎年把握し、その取組について評価していきます。その評価に基づき、取組内容の見直しや改善について検討し、よりよいスポーツ施策を展開していきます。

このようなPDCAサイクル（Plan（計画）⇒ Do（実行）⇒ Check（評価）⇒ Action（改善））での進捗管理を行っていきます。

以 上

## 資料編

尼教ス第 530 号  
令和元年 5 月 15 日

諮 問 書

尼崎市スポーツ推進審議会  
会長 伊藤 克 広 様

尼崎市教育委員会  
教育長 松 本 眞

尼崎市スポーツ推進計画について（諮問）

本市は、平成 27 年 2 月 6 日に貴審議会から頂いた答申に基づき「尼崎市スポーツ推進計画（後期計画）」を策定しましたが、令和元年度末をもって計画期間の終期を迎えます。

令和 2 年度からの本市におけるスポーツの推進に関する計画である「尼崎市スポーツ推進計画」の策定にあたり、スポーツに係る幅広い分野から御審議いただくため、貴審議会に次の事項について諮問いたします。

[諮問事項]

尼崎市スポーツ推進計画の策定について

以 上

令和2年2月20日

答 申 書

尼崎市教育委員会  
教育長 松 本 眞 様

尼崎市スポーツ推進審議会  
会長 伊 藤 克 広

尼崎市スポーツ推進計画について（答申）

令和元年5月15日（尼教ス第530号）に、教育委員会から諮問のありました「尼崎市スポーツ推進計画の策定について」、本審議会において審議を重ねてまいりました。

つきましては、その審議内容がまとまりましたので、別冊のとおり、答申いたします。

以 上

# 尼崎市スポーツ推進審議会条例

昭和37年4月1日

条例第6号

改正 平成18年6月30日条例第40号 平成23年12月27日条例第33号

(題名改称)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、尼崎市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平23条例33・一部改正)

(所掌事項)

第2条 審議会は、法第35条の規定によりその権限に属させられた事項及び法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項のうち重要なものを調査審議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツの団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(平23条例33・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、第2項各号に掲げる者のうちから教育委員会が会長の意見を聴いて委嘱する。

5 臨時委員は、第3項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平23条例33・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平23条例33・旧第5条繰上・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平23条例33・旧第6条繰上・一部改正)

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員の半数以上の者から審議すべき事項を示して審議会の招集の請求があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

(平23条例33・旧第7条繰上・一部改正)

(会議)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平23条例33・旧第8条繰上・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平23条例33・旧第10条繰上・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

(平23条例33・旧付則・一部改正)

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(平23条例33・追加)

付 則 (平成18年6月30日条例第40号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年12月27日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 尼崎市スポーツ推進審議会委員名簿

(令和元年5月から令和2年3月までの在籍委員)

所属等	氏 名	備考
兵庫県立大学経済学部 准教授	伊藤 克広	会 長
公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 課長	河野 亜紀	副会長
尼崎市スポーツ推進委員会 会長	坂本 敏美	
大阪国際大学短期大学部 講師	玉井 久実代	
尼崎市議会議員 (令和元年7月23日から)	辻 信行	
尼崎市中学校体育連盟 会長	徳山 壮一	
武庫川女子大学文学部 教授	長岡 雅美	
神戸大学・神戸松蔭女子学院大学 非常勤講師	益富 真子	
尼崎市体育協会 副会長	村上 弘一	
尼崎市議会議員 (令和元年7月8日まで)	安浪 順一	
尼崎市医師会 参与	綿谷 茂樹	

50 音順、敬称略



## 尼崎市スポーツ推進計画策定経過

日程	事項	主な内容
平成 31 年 4 月 22 日	尼崎市教育委員会	・ 計画の策定に係る審議会への諮問について
令和元年 5 月 15 日	尼崎市スポーツ推進審議会	・ 計画の策定に係る諮問について
令和元年 9 月 6 日	尼崎市社会教育委員会議	・ 計画の策定状況について
令和元年 9 月 27 日 ～令和元年 10 月 17 日	市民意向調査の実施	・ 計画に対する市民意向調査
令和元年 10 月 23 日	尼崎市スポーツ推進審議会	・ 計画（議論のたたき台）に係る協議
令和元年 11 月 25 日	尼崎市教育委員会	・ 計画（素案）について
令和元年 11 月 26 日	尼崎市社会教育委員会議	・ 計画（素案）に係る協議
令和元年 11 月 27 日	尼崎市スポーツ推進審議会	・ 計画（素案）に係る協議
令和元年 12 月 20 日 ～令和 2 年 1 月 14 日	市民意見公募手続きの実施	・ 計画（素案）に対する市民意見公募
令和 2 年 2 月 20 日	尼崎市スポーツ推進審議会	・ 市民意見公募手続きの結果報告 ・ 計画の策定に係る答申について
令和 2 年 2 月 25 日	尼崎市教育委員会	・ 計画（案）について

尼崎市スポーツ推進計画  
令和2年（2020年）3月発行



発行：尼崎市教育委員会事務局 社会教育部 スポーツ推進課  
〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号  
電話：06-4950-0406 F A X：06-4950-5658